



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（総務私学課） ..... 2
- 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 3
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） ..... 6
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課） ..... 7
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 8
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 9
- 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課） ..... 10

### 規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則及び沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） ..... 11
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 12

### 人事委員会事項

- 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 13

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第41号）
  - 1 被災生徒の私立専修学校及び各種学校への就学等を支援するための事業に基金を処分することができることとした。（第1条及び第6条関係）
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第6条関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）
  - 1 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（職員の修学部分休業に係る代替職員等）及び一定の非常勤職員以外の非常勤職員を育児休業をすることができない職員として規定することとした。（第2条関係）
  - 2 子の養育の事情に応じて、当該子が1歳に達する日、1歳2か月に達する日又は1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができることとした。（第2条の2関係）
  - 3 非常勤職員が1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため育児休業をしようとする場合及びその任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合に再度の育児休業をすることができることとした。（第3条関係）
  - 4 一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員について、部分休業をすることができない職員として規定することとした。（第26条関係）
  - 5 非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間のうち、最長2時間の範囲内で行うこととした。（第27条関係）
  - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 事務処理の特例として市町村が処理することとしている土地改良法に基づく事務のうち、市町村が土地改良事業を開始し、変更し、又は廃止するに際し必要な知事への同意を要する協議に係る事務に関する規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することとした<第1条>  
障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正を行う。(第9条の2関係)
- 2 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することとした<第2条>  
障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の改正を行う。(第9条の2関係)
- 3 1は公布の日から、2は平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 土地改良法の改正に伴う所要の改正を行うこととした。(附則第12条の2関係)
- 2 地域住民の日常の交通手段の確保等を推進するため、従来の自動車取得税の非課税の対象を拡大し、国土交通大臣又は知事が地方バス路線維持のために行う補助の対象となる路線とすることとした。(附則第15条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 国の同意を得た基本計画に定められた集積区域内において、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例措置を設けることとした。(第2条及び第11条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 題名を「沖縄県スポーツ推進審議会設置条例」に改めることとした。
- 2 沖縄県スポーツ推進審議会の設置について定めることとした。(第1条関係)
- 3 審議会の担任する事務について定めることとした。(第2条関係)
- 4 審議会の組織について定めることとした。(第3条関係)
- 5 審議会の委員の再任について定めることとした。(第4条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第41号

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例（平成21年沖縄県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び高等学校等」を「、高等学校等、専修学校及び各種学校」に改める。

第6条第6号中「、中学校又は」を「又は中学校若しくは」に改め、同条第7号中「若しくは生徒」を「又は生徒」に改め、同条に次の1号を加える。

- (8) 法に規定する私立の専修学校又は各種学校の生徒であって、東日本大震災により被災したものへの入学料及び授業料の減額又は免除に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県条例第42号

### 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されな

いこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの  
第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

**第2条の2** 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「法等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）



(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において法等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合  
第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第12条中「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第18条中「（平成14年沖縄県条例第52号）」を削る。

第26条中「育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第27条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第2条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第43号

### 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表19の項(34)中「(128)から(137)まで」を「(109)から(118)まで」に改め、同項中(72)から(90)までを削り、同項(91)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(91)を(72)とし、同項(92)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(92)を(73)とし、同項(93)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(93)を(74)とし、同項(94)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(94)を(75)とし、同項(95)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(95)を(76)とし、同項(96)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(96)を(77)とし、同項(97)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(97)を(78)とし、同項(98)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(98)を(79)とし、同項(99)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(99)を(80)とし、同項(100)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(100)を(81)とし、同項(101)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(101)を(82)とし、同項(102)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(102)を(83)とし、同項(103)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(103)を(84)とし、同項(104)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(104)を(85)とし、同項(105)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(105)を(86)とし、同項(106)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(106)を(87)とし、同項(107)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(107)を(88)とし、同項(108)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(108)を(89)とし、同項(109)中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同項中(109)を(90)とし、(110)から(129)までを(91)から(110)までとし、同項(130)中「及び第96条の3第5項」を削り、「、第95条第4項及び第96条の2第7項」を「第87条第5項（法第96条の2第7項及び第96条の3第5項において準用する場合に限る。）及び第95条第4項」に改め、同項中(130)を(111)とし、(131)から(137)までを(112)から(118)までとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第44号

**沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

**第1条** 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

**第2条** 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

**附 則**

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第45号

**沖縄県税条例の一部を改正する条例**

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第12条の2第2項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

附則第15条の3第1項及び第2項中「附則第15条第4項」を「附則第15条の2第4項」に改め、同条を附則第15条の4とし、附則第15条の2を附則第15条の3とする。

附則第15条第1項中「附則第15条の3」を「附則第15条の4」に改め、同条第2項中「附則第15条の3第1項」を「附則第15条の4第1項」に、「附則第15条の3」を「附則



第15条の4」に改め、同条第3項第2号中「附則第15条の3第2項」を「附則第15条の4第2項」に改め、同条第8項中「附則第15条の3第1項」を「附則第15条の4第1項」に改め、同条を附則第15条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線)

**第15条** 法附則第12条の2の2第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定める路線は、国土交通大臣又は知事が地方バス路線維持のために行う補助の対象となる路線とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第46号

### 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 同意集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域をいう。

(10) 同意集積区域対象施設 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設をいう。

第17条を第18条とする。

第16条第1項中「又は第12条」を「、第12条又は第13条」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「若しくは第12条」を「、第12条若しくは第13条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「第9条まで」の次に「及び第11条」を加え、「第11条若しくは第12条」を「第12条若しくは第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(同意集積区域における課税免除)

**第11条** 知事は、同意集積区域内において、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成25年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に同意集積区域対象施設を設置した事業者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第4条各号に掲げるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1) 不動産取得税 同意集積区域対象施設の用に供する家屋（当該同意集積区域対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの
- (2) 固定資産税 大規模償却資産のうち同意集積区域対象施設の用に供するもの（同意日以後に取得したものに限り、かつ、当該同意集積区域対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）に対して、その取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3箇年度において課するもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第47号

沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県スポーツ推進審議会設置条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、沖縄県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（担任する事務）

第2条 審議会は、知事又は沖縄県教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項に規定するスポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、スポーツ団体を代表する者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

第4条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則及び沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第48号**

**沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則及び沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖縄県スポーツ振興審議会委員」を「沖縄県スポーツ推進審議会委員」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第81条第5号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第241条第1号の表沖縄県スポーツ振興審議会の項を削り、同条第2号の表沖縄県観光審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県スポーツ推進審議会	知事又は沖縄県教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に規定するスポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	文化観光スポーツ部	スポーツ振興課
--------------	---	-----------	---------

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第49号**

**県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第13条」を「第14条」に改め、同条第3号中「第11条又は第12条」を「第12条又は第13条」に改め、「過疎地域特別償却適用設備」の次に「、同意集積区域対象施設」を加える。

第6条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第7条中「第13条」を「第14条」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第8条中「第15条」を「第16条」に改める。

第9条中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第1号様式から第7号様式までの規定中「第13条」を「第14条」に改める。

第8号様式中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第10号様式中「第15条」を「第16条」に改める。

第11号様式中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

## 人事委員会事項

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

### 沖縄県人事委員会規則第22号

#### 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第2条、第2条の2、第7条第1項」に、「及び第12条」を「、第12条及び第26条」に改める。

第2条を次のように改める。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

**第2条** 育児休業条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

**第3条** 育児休業条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合  
ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合  
エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第6条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができる非常勤職員）

**第7条** 育児休業条例第26条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8